

経営関連学会協議会 会則

(名称)

第1条 本会は経営関連学会協議会（以下、協議会という）と称する。

2. 協議会の英文名称は、Japan Federation of Management related Academies とする。

(目的)

第2条 本会の目的は次の通りである。

1. 経営・情報・商学・会計分野における経営（以下、経営と総称する）に関連する研究の発展と知識の普及および本協議会の成長と発展
2. 経営に関連する研究と教育を通じた社会への貢献
3. 経営に関連する諸学会および研究者の交流の促進
4. 経営に関連する海外の研究者との協力の推進
5. 日本学術会議と「日本学術会議協力学術研究団体」との連携の促進

(構成学会)

第3条 本会は、この協議会理事会が承認した学会（以下、構成学会という）をもって構成する。

構成学会により選出された代表者を評議員とする。

入会に必要な手続きや資格基準は細則に定める。

(費用の分担)

第4条 本会の活動に必要な費用は、構成学会からの会費および寄付金、ならびに賛助会員の会費あるいは寄付金によって賄われる。

2. 賛助会員は、本会の目的に賛同し、事業を支援する個人、法人、または団体で、細則に定める入会手続きを済ませたものとする。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。役員任期は1期3年とし、理事、会計監事、特命理事においては同一個人の連続3選を認めない。

理事長	1名
副理事長	5名
理事	15名（理事長・副理事長を含む）
会計監事	2名
特命理事	若干名（5名以内）
幹事	若干名

(理事会)

第6条 理事長、副理事長は理事会において、理事の互選により選出する。

2. 理事長は本会の会務を総括する。
3. 理事長は理事会、評議員会を招集し、その議長となる。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、「組織」「会計」「企画」「広報」「出版」の業務を担当する。
5. 理事長がその職務の遂行に支障のあるときは理事会の決定により、副理事長が理事長の代行をする。
6. 副理事長がその職務の遂行に支障のあるときは代行を理事の互選により選出する。

(理事会の運営)

第7条 理事および会計監事は評議員会において、評議員の中から互選する。

2. 理事は理事長、副理事長と共に会務を処理する。
3. 理事会の決議は理事（特命理事を除く）の過半数による。
4. 幹事は構成学会の会員の中から理事会の承認を経て理事長がこれを任命する。幹事は理事長および副理事長の業務を補佐する。
5. 特定の会務の遂行を目的として理事会は5名以内の特命理事を推薦することができる。理事会の推薦により評議員会の承認を受けて、理事長が任命する。任期は同理事会の1期の任期満了までとする。

(評議員会)

第8条 本会に評議員会を置く。

2. 評議員会は、構成学会から選出された各2名の代表者によって構成される。
3. 日本学術会議会員（連携会員を含む）はオブザーバーとして評議員会に参加することが出来る。
4. 評議員会は、本会の構成会員、本会活動の基本方向、活動計画、組織、予算など、本会の目的を達成するための諸活動の基本方針を決議する。

(所在地及び事務局)

第9条 本会の所在地は理事会が定める

2. 本会に事務局を置く。事務所および事務執行に必要な細則は理事会がこれを定める。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会則の変更)

第11条 この会則の変更は、理事会の発議により、評議員会出席者の3分の2以上の賛成をもって成立する。
ただし、第10条第1項にいう協議会所在地について定める附則は、理事会の議を経て、理事長が変更することができる。

(細則)

第12条 会務の遂行に必要な取り決めを別途細則として定める。

(解散)

第13条 本会の解散は、理事会の発議により、評議員会出席者の4分の3以上の賛成を必要とする。

附則

第1条 本会は2006年11月23日に設立せられたものとする。

第2条 本会発足時の構成学会として、第19期日本学術会議経営学研究連絡委員会、商学研究連絡委員会、会計学研究連絡委員会を構成する学会および研究連絡委員会の定数の制約からオブザーバー学会となっている日本学術会議登録学会は自動的に参加資格を有するものとする。

第3条 2006年度の会計年度については、2007年3月31日までをもって初年度とする。

第4条 2015年3月8日の第4期理事選挙においては、本則第5条副理事長5名の内訳は経営（情報を含む）3名、商学1名、会計1名とする。

第5条 会則第9条に定める所在地は以下の通りとする。

〒158-0097 東京都世田谷区用賀 1-7-2 経営関連学会協議会事務局

(改正) 2009年 3 月21日改正

2012年 3 月20日改正

2015年 3 月 8 日改正

2015年 6 月 7 日改正

2019年 6 月15日改正

2022年 6 月19日改正

経営関連学会協議会 細則

第1条 この細則は会則13条に基づき会務の適正かつ円滑な遂行のために必要な事項を定めるものとする。

(理事会の運営)

第2条 理事会は理事長が招集する。また理事会は理事の過半数の出席がなければ開くことが出来ない。

2. 過半数の理事から理事会招集の請求があった場合には理事長は理事会を開かなければならない。
3. 理事長は、理事会において早急に審議決定すべき議案で、招集が困難と判断した場合、理事全員が意見を表明できる郵便や電子メールやオンライン会議などの方法によって議案を上程し、審議することが出来る。
4. 電子メールなどの非同期的な方法を用いる場合は、少なくとも5日以上、十分な審議期間を設けることとし、回答数が過半数寄せられた時点で前項の過半数の出席を満たしたこととする。また審議結果は審議期間終了後速やかに通知する。

(評議員会の運営)

第3条 評議員会は理事長が招集する。

2. 過半数の評議員から評議員会招集の請求があった場合には理事長は評議員会を開かなければならない。
3. 理事長は、評議員会において早急に審議決定すべき議案で、招集が困難と判断した場合、評議員全員が意見を表明できる郵便や電子メールやオンライン会議などの方法によって議案を上程し、審議することが出来る。
4. 電子メールなどの非同期的な方法を用いる場合は、少なくとも5日以上、十分な審議機関を設けることとする。また審議結果は審議期間終了後速やかに通知する。

(入会基準)

第4条 経営に関する研究と教育の促進を主たる目的とする団体であって、経営分野における学術研究団体として継続して活動しているものであること。日本学術会議協力学術研究団体に認定された学術団体はこの条件を満たすものとみなす。

2. 本協議会の会費を2会計年度内に納めうること。

(入会手続き)

第5条 申込書(別表に定める様式)に所定の事項を記入の上、理事長宛に申し込むこと。

2. 学会の会則あるいは定款、役員一覧、学会経歴、過去2年間の学会誌、全国大会プログラム等の当該学会の活動を示す資料を提出すること。
ただし、日本学術会議協力学術団体に認定されている学会は提出不要とする。
3. 入会申し込みがあったときは、理事長は理事会にその審査を依頼し、その結果を評議員会において報告すること。
4. 本協議会の会費を当該年度内に納めうること。

5. 理事長は評議員会の決定を速やかに申し込み団体に通知すること。

(会費)

第6条 構成学会が納入すべき会費は、年3万円とする。

2. 会費は評議員会の決議により変更することが出来る。

(理事・会計監事・評議員の地位)

第7条 理事、会計監事は母体学会での役員任期にかかわらず、本協議会理事会の任期中はその地位を継続するものとする。また、何らかの事情により任期中に理事が辞退を申し出たときは、残任期間中その後任を設けず空席とする。

2. 評議員は構成学会事務局からの連絡を受けて随時交代できるものとする。

(事務所および事務執行)

第8条 本会の事務所は理事会が定める所におく。

2. 事務を執行する事務局長を理事長が任命することができる。

3. 事務処理については事務局長が管理する。

(役員選挙方法)

第9条 理事会が選挙管理委員長を任命し選挙管理委員会を組織する。

2. 役員選挙に関する業務は選挙管理委員会が担当する。

3. 評議員の中から、5名連記の投票を行う。そのうちから、高得点者順に経営6名、商学3名、会計3名、情報3名、計15名を理事（理事長、副理事長を含む）として選出する。各学会の分野所属は学会の自己申告とする。

4. 会計監事については、上記15名の理事以外の評議員の中から、2名連記の投票により、高得点者2名を選出する。ただし会計監事候補が理事に選出された場合は会計監事の候補からは除外されることとする。

5. 副理事長は理事の互選により、経営2名、商学1名、会計1名、情報1名、計5名を選出する。

6. 投票方法は選挙管理委員会において状況に応じて最適な方法を決定する。

(賛助会員)

第10条 本会の目的に賛同し、事業を支援する個人、法人、又は団体は、賛助会員申込書（別表に定める様式）に所定の事項を記入の上、理事長宛に申し込むこと。

2. 入会申込みがあったときは、理事長は理事会の議を経て承認する。

3. 賛助会員についての事項は、理事長は直近の評議委員会にて報告しなければならない。

4. 賛助会員の会費については一口50,000円とする。

5. 賛助会員は代表者を評議委員会にオブザーバーとして出席させ、経営関連学会協議会の運営について意見を述べる事が出来る。

(変更)

第11条 この細則の変更は、理事会の発議により、評議員会出席者の3分の2以上の賛成をもって成立する。

(改正) 2009年 3月21日改正

2012年 3月20日改正

2015年 3月 8日改正

2015年 6月 7日改正

2019年 6月15日改正

2022年 6月19日改正